

## 令和5年度下半期鎌倉市社会福祉施設等物価高騰対応支援金（障害分）支給要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている障害福祉サービスの事業継続に向けた支援として、鎌倉市社会福祉施設等物価高騰対応支援金（障害分）（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「障害福祉サービス事業所等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業を行う事業所、同条第11項に規定する障害者支援施設及び第77条及び第78条に規定する地域活動支援事業を行う事業所並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所及び同法第42条に規定する障害児入所施設をいう。
- (2) 「入所・居住系事業所」「通所系事業所」「訪問系事業所」とは、別表に掲げる障害福祉サービス事業所等をいう。

### （支援金の支給対象者等）

第3条 支援金の支給対象者は、別表に掲げる障害福祉サービス事業所等を運営する事業者のうち、次に掲げる要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）とする。

- (1) 鎌倉市内に所在する障害福祉サービス事業所等
  - (2) 令和6年1月1日以前に神奈川県又は鎌倉市の指定等を受けて、申請日時時点で現に運営しているもの
  - (3) 事業者の事業計画書上、令和6年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であるもの
- 2 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

### （支援金額）

第4条 支援金の支給額は、別表の支給単価のとおりとする。

### （支援金の申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、令和5年度下半期鎌倉市社会福祉施設等物価高騰対応支援金（障害分）に係る支給申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（第1号様式別添1）
- (2) 役員等氏名一覧表（第1号様式別添2）
- (3) 口座振込申出書（第1号様式別添3）
- (4) 申請に係る事業所・施設の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
- (5) 令和5年10月サービス提供分以降、申請に係る事業所・施設の直近の障害福祉サービ

ス費等支払決定額通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

3 第1項の申請は、e-kanagawa 電子申請システムを用いて行うものとする。ただし、これにより難いと市長が認める場合はこの限りでない。

(暴力団排除)

第6条 鎌倉市暴力団排除条例（平成24年1月1日）第8条の規定に基づき、第4条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ支援金の支給を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、支援金の支給を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の支給決定)

第7条 市長は、第5条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、支援金の支給決定をしたときは、令和5年度下半期鎌倉市社会福祉施設等物価高騰対応支援金（障害分）支給決定通知書（第2号様式）により、支援金を支給しないと決定したときは、令和5年度下半期鎌倉市社会福祉施設等物価高騰対応支援金（障害分）不支給決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告及び調査)

第8条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

第9条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和5年度下半期鎌倉市社会福祉施設等物価高騰対応支援金（障害分）支給決定取消通知書（第4号様式）により支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
  - (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
  - (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合
- (支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第11条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第12条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第13条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）12月28日から施行する。

別表

区分	事業所・施設種別	支給単価
入所・居住系事業所	障害者支援施設、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ）） 共同生活援助、福祉型障害児入所施設 短期入所（医療型を除く）、福祉ホーム	令和6年1月1日時点における定員1名当たり 18,000円
通所系事業所	生活介護、就労移行支援 自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型は除く）） 就労継続支援A型、就労継続支援B型 就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援 放課後等デイサービス、地域活動支援センター 日中一時支援 ※ 障害者支援施設の昼間サービスは除く。	1事業所当たり 60,000円
訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業 基幹相談支援、移動支援、意思疎通支援 訪問入浴サービス	1事業所当たり 40,000円

備考

- 1 同一建物内で同施設区分のサービスを提供している場合においては、1つの障害福祉サービス事業所等として取り扱う。
- 2 短期入所（併設型）については、併設する入所・居住系事業所とそれぞれ申請することができる。
- 3 同一建物内で、施設区分が同一の介護保険サービスを提供している事業所については、令和5年度下半期鎌倉市高齢者施設等物価高騰対応支援金の対象となるため、本事業の対象とはならない。
- 4 本事業の対象となる障害福祉サービス事業所等であっても、同一建物内で医療法上の指定を受けている医療機関に併設する事業所については、本事業の対象とはならない。